

## 第2部

# 徳島県生活環境保全条例について

## 第2部 徳島県生活環境保全条例について

### I 条例制定の経緯と概要

#### 1 制定の経緯（平成17年3月30日公布，平成17年4月1日施行）

「徳島県公害防止条例」（昭和46年制定）は、大気汚染や水質汚濁などによる産業型公害に適切に対応するため、排出源となる工場・事業場に対しての規制などを定め、本県の公害の防止に極めて重要な役割を果たしてきましたが、今日の環境問題は、社会経済活動や生活様式の変化などにより私たちの日常生活や通常の事業活動から生じる環境への負荷の増大によるところが大きく、従来の産業型公害に加えて生活排水による河川の水質汚濁問題、化学物質による環境汚染問題、地球温暖化問題など広範で多岐にわたっています。

こうした今日の様々な環境問題に対処するため、「徳島県公害防止条例」、「公害の防止に係る規制の基準等に関する条例」を整理・統合するとともに、新たに生活環境の保全に必要な項目を追加した「徳島県生活環境保全条例」が制定されました。

#### 2 条例の目的（第2条）

この条例は、徳島県環境基本条例の本旨にのっとり、公害の防止のための規制並びに日常生活及び事業活動における生活環境への負荷の低減を図るための措置について必要な事項を定めること等により、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としています。

#### 3 条例の内容

従来の大気汚染、水質汚濁、騒音等に関する規制に加えて「土壌・地下水の汚染の防止」、「土砂等の埋立て等に関する環境保全」、「地下水の採取の適正化」、「指定化学物質の適正管理」「環境配慮の推進」、「地球温暖化の防止」、「資源の循環的利用の推進」、「生活排水対策」、「環境美化の促進」、「放置自動車対策」の10分野について新たに条例化されています。

「土砂等の埋立て等」に対する規制については、条例の第2章「生活環境の保全に関する規制等」の中の第5節「土砂等の埋立て等に関する環境保全」に規定され、平成17年10月1日から施行されています。

#### 4 条例の体系

徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号）	
第1章 総則	
第2章 生活環境の保全に関する規制等	第4節 資源の循環的利用等の推進
第1節 大気汚染に関する規制	第5節 生活排水対策
第2節 騒音に関する規制	第6節 生活環境の静穏の保持
第3節 水質の汚濁に関する規制	第4章 環境美化等
第4節 土壌及び地下水の汚染に関する規制	第1節 環境美化の促進
<b>第5節 土砂等の埋立て等に関する環境保全</b>	第2節 放置自動車の撤去の推進
第6節 地下水の採取の適正化	第5章 生活環境の保全に係るその他の措置
第7節 指定化学物質な管理	第6章 雑則
第3章 生活環境への負荷の低減	第7章 罰則
第1節 環境配慮の推進	附則
第2節 地球温暖化の防止	
第3節 自動車の使用における配慮	

## Ⅱ 土砂等の埋立て等に対する規制の概要

有害物質を含む土砂等の使用に伴う土壌汚染防止については明確な法規定がないことから、土地造成や砂利採取後の埋戻し等について、重金属等の有害物質を含む土砂等を使用した埋立て等に伴う土壌・地下水汚染が懸念されてきました。また、汚染土壌については、土壌汚染対策法により一定の枠組みが整えられましたが、土砂については廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物ではないとして運用しており、大量の土砂等の放置により環境保全上の支障が生じている事案がありました。こうしたことから、土砂等の埋立てに伴う土壌汚染を未然に防止し、また、埋立て等した土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、条例では、面積に関係なく土砂等の埋立て等を規制することとしたものです。なお、土砂等の埋立て等を行う区域以外の土砂を使用するもの、面積が3,000m<sup>2</sup>以上の埋立行為については、特定事業としてあらかじめ知事の許可が必要となります。

### 1 事業者等の責務（条例第57条）

条例では、事業者に対し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずることを、土砂等を運搬する事業を行う者には、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁が発生するおそれのある土砂等を運搬しないよう努めることを、それぞれの責務として規定しています。

### 2 土壌及び水質の基準（条例第58条、第59条）

#### (1) 土壌基準（規則別表第5）

土砂等の埋立て等に使用される土砂等の汚染状態の基準。27項目

#### (2) 水質基準（規則別表第6）

土砂等の埋立て等に使用された土砂等の層を通過した雨水等（以下「浸透水」という。）の汚濁の状態の基準。27項目

### 3 「土砂等の埋立て等」とは

土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為をいいます。

### 4 規制の対象となる者

条例では、土砂等の埋立て等をする者又は土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者（以下「土地の提供者」という。）が規制の対象となります。

土砂等の埋立て等をする者とは、土地の造成等を自ら計画して土砂等の埋立て等を行う者だけでなく、土砂等の埋立て等の施工や管理を他人に任せていても、土砂等の埋立て等を主体的に推進する場合には、その者が土砂等の埋立て等をする者となります。

また、所有する土地や管理する土地を土砂等の埋立て等をする者に対し、利用できる状態にした場合は、その者が土地の提供者となります。

### 5 規制の内容

許可の必要な特定事業を含め、全ての土砂等の埋立て等について次の規制がかかります。

- (1) 何人も、土壌基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又は土壌基準に適合しない土砂等を使用する土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供してはなりません。（条例第60条第1項）
- (2) 土砂等の埋立て等をする者及び土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者は、

当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければなりません。(条例第61条第1項)

## 6 措置命令

知事は、次の場合、必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

措置命令が行われる場合	措置命令の内容	対象者
土砂等の埋立て等に土壌基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したとき (条例第60条第2項)	土砂等の埋立て等の停止、汚染状態の調査並びに土壌汚染及び水質汚濁の防止のために必要な措置	土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者
土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水が水質基準に適合しないことを確認したとき (条例第60条第3項)	土砂等の埋立て等の停止、汚染状態の調査その他生活環境の保全上必要な措置	
土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき(条例第61条第2項)	土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出するのを防止するために必要な措置	

## 7 立入検査等(条例第79条)

知事は、土砂等の埋立て等の行為者又は土地の提供者に対し報告又は資料の提出を求めることができます。また、職員に土砂等の埋立て等の行為者の事務所や埋立て等の場所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは土砂等は無償で収去させ、又は関係者に質問させることができます。

## 8 公表(条例第141条)

知事は、この条例の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表することができます。

## 9 罰則(条例第145条、第149条)

- (1) 第60条第2項若しくは第3項又は第61条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- (2) 第79条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は50万円以下の罰金に処せられます。
- (3) 第79条第2項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は50万円以下の罰金に処せられます。

### Ⅲ 特定事業の許可について

#### 1 定義

##### (1) 特定事業（条例第2条）

土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあっては当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3千平方メートル以上であるものをいいます。

##### (2) 一時堆積事業（条例第63条）

他の場所への搬出を目的として1年未満の期間において土砂等の堆積を行う特定事業（仮置き場等）をいいます。

#### 2 特定事業の許可（条例第62条）

特定事業を行う者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、特定事業について知事の許可を受けなければなりません。

なお、特定事業の許可の適用除外となる行為もあります。

#### 3 許可申請の手続（条例第63条）

特定事業（一時堆積事業）の許可を受けようとする者は、特定事業（一時堆積事業）の許可申請書に必要な書類を添付して申請を行ってください。

「特定事業許可申請書の作成要領」（P3-1）

#### 4 市町村長の意見の聴取（条例第64条）

知事は、特定事業（一時堆積事業）の許可の申請があった場合には、市町村の長に生活環境の保全及び住民の生活の安全の確保の見地からの意見を聴くものとなっています。

#### 5 審査

徳島県行政手続条例（平成7年条例第48号）第5条の規定に基づき、申請により求められた特定事業の許可をするかどうかを判断するための審査基準を定めております。

#### 6 許可の条件（条例第66条）

知事は、生活環境を保全し、又は住民の生活の安全を確保するために必要があると認めるときは、許可に条件を付することができます。

#### 7 特定事業の変更の許可（条例第67条）

特定事業の許可を受けた者は、申請の内容を変更をしようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければなりません。（軽微な変更の場合を除く。）

#### 8 特定事業の許可を受けた者の義務

(1) 特定事業区域内に土壌基準に適合しない土砂等があることを確認したとき、又は特定事業区域内の浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければなりません。（条例第72条第4項）

(2) 廃止又は休止の届出をしようとする者は、特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による

土壌の汚染及び浸透水の汚濁並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。(条例第74条第2項)

- (3) 廃止、休止又は完了の届出をした者で、知事の確認を受け、知事から土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。

(条例第74条第5項)

- (4) 特定事業の許可の取消しを受けた者(第77条第1項の規定による命令を受けた者を除く。)は、特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。(条例第76条第2項)
- (5) 特定事業の許可を受けた者は、軽微な変更の届出(条例第68条)、土砂等の搬入の届出(条例第69条)、着手報告(条例第70条)、特定事業に使用された土砂等の量の報告(条例第71条)、水質検査又は土壌検査の結果報告(条例第72条)、標識等の掲示等(条例第73条)、完了、廃止又は休止の届出(条例第74条)、地位の承継の届出(条例第75条)、関係書類の閲覧等(条例第78条)を行わなければなりません。

「特定事業の施工管理」(P4(2)-1)

## 9 命令

- (1) 知事は特定事業の許可を取り消し、又は6ヶ月以内の期間を定めて特定事業の停止を命ずることができます。(条例第76条)

「取消し又は停止命令の要件」(P5-9)

- (2) 知事は特定事業の許可又は変更許可を受けずに特定事業を行った者に対し、土砂等の撤去その他の土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとることを命ずることができます。(条例第77条第1項)
- (3) 知事は、条例第74条第2項若しくは第5項又は第76条第2項の規定に違反した者に対し土砂等の崩落等による災害発生防止のため必要な措置をとることを命ずることができます。(条例第77条第2項)

## 10 罰則(条例第145条, 第149条, 第150条)

- (1) 第60条第2項若しくは第3項, 第61条第2項, 第76条第1項又は第77条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者, 特定事業の許可を受けた者であって第60条第1項の規定に違反した者, 第62条第1項又は第67条第1項の規定に違反して特定事業を行った者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- (2) 水質検査又は土壌検査を行わなかった者等は, 50万円以下の罰金に処せられます。
- (3) 軽微な変更の届出, 完了の届出等しなかった者等は, 30万円以下の罰金に処せられます。